

富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、富良野市（以下「市」という。）が所有する登録商標「bonchi powder」（登録第6872620号）、「bonpow」（登録第6875843号）、「#bonpow」（登録第6880848号）、「ふわサラ度」（登録第6852307号）及び別記ロゴ商標（登録第6875842号）の5件（以下「本件商標」という。）の使用に関し必要な事項を定め、事業者等が広く活用することにより、市の活性化及び観光振興等に寄与することを目的とする。

(本件商標の使用に関する権利)

第2条 本件商標の使用に関する一切の権利は、市に属する。

(本件商標の使用範囲)

第3条 本件商標を使用する指定商品又は指定役務並びに法第6条第2項の規定による商品及び役務の区分は別表第1のとおりとし、本件商標を使用することにより「bonchi powder」を広くPRをする目的に沿った使用にのみ、これを認める。

(bonchi powder PR事業者登録)

第4条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ bonchi powder PR事業者登録（以下「事業者登録」という。）の通知を受けた後で、本件商標の使用申請を行い、富良野市長（以下「市長」という。）の使用承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本件商標の使用が次の各号に該当する場合には、事業者登録及び使用申請を省略することができる。

- (1) 市の機関が使用する場合
- (2) 市内の教育機関が教育目的に使用する場合
- (3) 市が後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物に使用する場合
- (4) 報道機関が報道目的に使用する場合
- (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合

(事業者登録の申請)

第5条 前条第1項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、「bonchi powder PR事業者登録申請書」（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(事業者登録の手続き)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、事業者登録を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する事業者登録を行った場合は、「bonchi powder P R 事業者登録通知書」（様式第2号）により当該登録申請者へ通知するものとする。

3 事業者登録の有効期限は、登録の日から3年間とする。

4 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

（事業者登録の制限）

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、登録申請者（申請者が法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

（3） 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

（4） 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

（5） 市の指名停止措置を受けている者

（6） 市税の賦課が有り、これを滞納している者

（7） 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

（8） 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（9） 単に利益のみを求めて本件商標の使用を行おうとする者

2 市長は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わない場合は、

「bonchi powder P R 事業者登録否認通知書」（様式第3号）により当該登録申請者へ通知するものとする。

（事業者登録内容の変更等）

第8条 事業者登録を受けた者で、当該事業者登録の内容に変更があった者は、

「bonchi powder P R 事業者登録変更申請書」（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請があった場合は、第6条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、適正と認められたときは事業者登録の内容について変更を行うものとする。

- 3 市長は、前項に規定する変更登録を行った場合は、「bonchi powder P R 事業者登録変更通知書」（様式第 5 号）により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

（使用申請）

第 9 条 申請者は、使用開始の 10 日前までに「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用申請書（様式第 6 号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 本件商標を使用する商品等の見本写真
- （2） その他市長が必要と認める書類

（使用承認）

第 10 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその申請書の内容を審査し、適当であると認めた場合は使用を承認し、「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用承認書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、本件商標の使用を承認する場合においては、必要な条件を付することができる。
- 3 使用承認の期間は、3 年以内とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、使用承認の期間内に製品等に付された本件商標については、当該使用承認を受けた事項を変更しない限り、使用承認の期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続き本件商標を使用することができるものとする。

（使用承認の制限）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件商標の使用を承認しないものとし、不適当と認めた場合は「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用否認通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

- （1） 本件商標の使用によって、市又は本件商標とこれに基づく事業の信用又は品位を害すると認められる場合
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員と認められる者からの申請の場合
- （3） 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- （4） 政治活動、宗教活動又は個人の売名行為に使用する場合
- （5） 消費者の利益を害すると認められる場合
- （6） 前各号に定めるほか、市長が本件商標の使用を適当でないと認める場合

（使用承認内容の変更）

第12条 第10条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ「bonchi powder」「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用承認内容変更申請書（様式第9号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更申請書の提出があったときは、市長は、変更申請書の内容の審査を行い、当該変更が適当であると認めた場合はその変更について承認し、「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用内容変更承認書（様式第10号）により、不適当であると認めた場合は「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用内容変更否認通知書（様式第11号）により、当該使用者に通知するものとする。

（遵守事項）

第13条 使用者は、本件商標の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用の承認を受けた目的及び用途に限り、使用すること。
- （2） 本件商標は、使用者の事業の内容や商品・サービスの品質を保証するものではないこと。
- （3） 使用の承認を受けた権利を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- （4） 市に無断で本件商標の複製、譲渡又は貸与し、その他市の権利を侵害しないこと。
- （5） 前回報告以降から毎年3月末日時点までにおける本件商標使用状況についての成果報告書、又はこれに類する書類を任意の様式にて、4月末日までに市長へ提出すること。
- （6） その他、市が実施する本件商標使用状況の調査等に応じること。
- （7） 前各号に定めるほか、関係法令を遵守すること。

（使用承認の取消し）

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、使用者に対し商品等の回収等の措置を要求することができる。

- （1） 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- （2） 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （3） 前条の遵守事項に違反したとき。
- （4） 前各号に定めるほか、使用承認の継続が不適当であると認めたとき。

（申請書の取下げ）

第 15 条 申請者は、第 9 条及び第 12 条の規定による申請を取り下げようとするときは、「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用取下げ申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（賠償責任等）

第 16 条 市は、本件商標の使用に関して生じた損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、使用の承認を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、本件商標の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前 2 項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。

（事務）

第 17 条 この要綱に関する事務は、経済部商工観光課が行う。

（事務の委託）

第 18 条 市長は、次に掲げる業務を外部に委託することができる。

- （1） 第 10 条及び第 11 条に規定する使用承認に関する業務
- （2） 第 12 条に規定する使用承認内容の変更に関する業務
- （3） 第 13 条第 5 号に規定する使用状況の調査等に関する業務
- （4） 第 15 条に規定する申請書の取下げに関する業務

2 前項の規定により業務を外部に委託した場合においては、第 4 条から第 6 条まで及び第 9 条中「市長」とあるのは「受託者」と、第 13 条第 6 号中「市」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本件商標の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 12 月 26 日から適用する。

別記ロゴ商標

(1) 縦型



(2) 横型



別表第1 (第3条関係)

指定商品又は指定役務の区分及び当該区分に属する指定商品又は指定役務

登録商標	区分	指定商品又は指定役務
bonchi powder	第16類	事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙貼り付け機、事務用電動式ステープラ、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、装飾塗工用ブラシ、紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真
	第24類	織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、オイルクロス、ゴム引防水布、ビニルクロス、ラバークロス、ろ過布、布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製

		テーブルナプキン、ふきん、シャワーカーテン、のぼり及び旗（紙製のものを除く。）、織物製トイレットシートカバー、織物製椅子カバー、織物製壁掛け、織物製又はプラスチック製のカーテン、テーブル掛け、どん帳、遺体覆い、経かたびら、紅白幕、黒白幕、ビリヤードクロス、スリーピングバッグ
	第 25 類	被服、ガーター、靴下留め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、靴保護具、仮装用衣服、運動用特殊靴、運動用特殊衣服（「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。）
	第 35 類	広告業、トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言、事業の管理、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、財務書類の作成又は監査若しくは証明、職業のあっせん、競売の運営、輸出入に関する事務の代理又は代行、新聞の予約購読の取次ぎ、速記、筆耕、書類の複製、文書又は磁気テープのファイリング、コンピュータデータベースへの情報編集、電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作、建築物における来訪者の受付及び案内、広告用具の貸与、複写機の貸与、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供、求人情報の提供、新聞記事情報の提供、自動販売機の貸与、衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、おむつの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、飲食料品の小売又

	は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、畳類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、葬祭用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、農耕用品の小売又は卸売
--	---

		の業務において行われる顧客に対する便益の提供、花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ペットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
bonpow	第 35 類	事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙貼り付け機、事務用電動式ステープラ、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、装飾塗工用ブラシ、紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、いろがみ、写し

		絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真
	第 41 類	当せん金付証票の発売、録音又は録画済み記録媒体の複製、技芸・スポーツ又は知識の教授、献体に関する情報の提供、献体の手配、セミナーの企画・運営又は開催、動物の調教、植物の供覧、動物の供覧、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、美術品の展示、庭園の供覧、洞窟の供覧、書籍の制作、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・制作又は配給、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、放送番組の制作における演出、映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作、スポーツの興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、競馬の企画・運営又は開催、競輪の企画・運営又は開催、競艇の企画・運営又は開催、小型自動車競走の企画・運営又は開催、音響用又は映像用のスタジオの提供、運動施設の提供、娯楽施設の提供、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供、興行場の座席の手配、映画機械器具の貸与、映写フィルム of 貸与、楽器の貸与、運動用具の貸与、テレビジョン受信機の貸与、ラジオ受信機の貸与、レコード又は録音済み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与、ネガフィルムの貸与、ポジフィルムの貸与、おもちゃの貸与、遊園地用機械器具の貸与、遊戯用器具の貸与、書画の貸与、写真の撮影、通訳、翻訳、カメラの貸与

#bonpow	第 16 類	事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙貼り付け機、事務用電動式ステープラ、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、装飾塗工用ブラシ、紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真
	第 24 類	織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、オイルクロス、ゴム引防水布、ビニルクロス、ラバークロス、ろ過布、布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製テーブルナプキン、ふきん、シャワーカーテン、のぼり及び旗（紙製のものを除く。）、織物製トイレットシートカバー、織物製椅子カバー、織物製壁掛け、織物製又はプラスチック製のカーテン、テーブル掛け、どん帳、遺体覆い、経かたびら、紅白幕、黒白幕、ビリヤードクロス、スリーピングバッグ
ふわサラ度	第 35 類	事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙貼り付け機、事務用電動式ステープラ、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、装飾塗工用ブラシ、紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、

		紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真
	第 42 類	気象情報の提供、建築物の設計、測量、地質の調査、機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計、デザインの考案、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究、建築又は都市計画に関する研究、公害の防止に関する試験又は研究、電気に関する試験又は研究、土木に関する試験又は研究、農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究、機械器具に関する試験又は研究、計測器の貸与、電子計算機の貸与、電子計算機用プログラムの提供、理化学機械器具の貸与、望遠鏡の貸与、製図用具の貸与
	第 43 類	宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供、動物の宿泊施設の提供、保育所における乳幼児の保育、高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く。）、会議室の貸与、展示施設の貸与、布団の貸与、まくらの貸与、毛布の貸与、家庭用電気式ホットプレートの貸与、家庭用電気トースターの貸与、家庭用電子レンジの貸与、業務用加熱調理機械器具の貸与、業務用調理台の貸与、業務用流し台の貸与、家庭用加熱器（電気式のものを除く。）の貸与、家庭用調理台の貸与、家庭用流し台の貸与、食器の貸与、カーテンの貸与、家具の貸与、壁掛けの貸与、敷物の貸与、おしぼりの貸与、タオルの貸与
(別記ロゴ商標)	第 35 類	事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙貼り付け機、事務用電動式ステープ

		ラ、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、装飾塗工用ブラシ、紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真
	第 39 類	鉄道による輸送、車両による輸送、道路情報の提供、自動車の運転の代行、船舶による輸送、航空機による輸送、貨物のこん包、貨物の輸送の媒介（船舶による物品の輸送の媒介を除く。）、貨物の積卸し、引越の代行、船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介、船舶の引揚げ、水先案内、寄託を受けた物品の倉庫における保管、他人の携帯品の一時預かり、配達物の一時預かり、ガスの供給、電気の供給、水の供給、熱の供給、倉庫の提供、駐車場の提供、有料道路の提供、係留施設の提供、飛行場の提供、駐車場の管理、荷役機械器具の貸与、自動車の貸与、船舶の貸与、自転車の貸与、航空機の貸与、機械式駐車装置の貸与、包装用機械器具の貸与、家庭用冷凍庫の貸与、家庭用冷凍冷蔵庫の貸与、車椅子の貸与、信書の送達、企画旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ、廃棄物の収集、航空機用エンジンの貸与、業務用冷凍機械器具の貸与、ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与
	第 41 類	当せん金付証票の発売、録音又は録画済み記録媒体の複製、芸能・スポーツ又は知識の教授、献体に関する情報の提供、献体の手配、セミナーの企画・運営又は開催、動物の調教、植物の供覧、動物の供

		覧、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、美術品の展示、庭園の供覧、洞窟の供覧、書籍の制作、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・制作又は配給、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、放送番組の制作における演出、映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作、スポーツの興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、競馬の企画・運営又は開催、競輪の企画・運営又は開催、競艇の企画・運営又は開催、小型自動車競走の企画・運営又は開催、音響用又は映像用のスタジオの提供、運動施設の提供、娯楽施設の提供、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供、興行場の座席の手配、映画機械器具の貸与、映写フィルム of 貸与、楽器の貸与、運動用具の貸与、テレビジョン受信機の貸与、ラジオ受信機の貸与、レコード又は録音済み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与、ネガフィルムの貸与、ポジフィルムの貸与、おもちゃの貸与、遊園地用機械器具の貸与、遊戯用器具の貸与、書画の貸与、写真の撮影、通訳、翻訳、カメラの貸与
--	--	--

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 1 号（第 5 条関係）		令和 年 月 日	
富良野市長			
bonchi powder P R 事業者登録申請書			
私（私を代表者とする法人・団体）は、富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用申請にあたり、同要綱に定める内容を承諾のうえ、下記及び添付書類のとおり bonchi powder P R 事業者としての登録（登録期間の延長）を申請します。			
記			
○申請内容（いずれかにチェックをご記入ください）			
☐ 新規登録		☐ 登録期間の延長	
○PR 事業者番号（登録期間の延長の場合のみご記入ください）			
事			
○申請者			
住 所	〒		
（フリガナ）			
法人・団体名			
（個人で番号がある場合は記入）			
（フリガナ）			
代表者 役職・氏名			
（個人の場合：申請者氏名）			
○事業の概要等（市税滞納や賦課有無については、税務部局に確認をさせていただきます）			
個人・法人・団体の 事業目的			
資本金額	円	従業員数	名
直近 3 事業年度 の 売 上 高	年	年	年
URL			
市税滞納が無い ことの確認欄 ※いずれかにチェックを ご記入ください	☐ 私（私を代表者とする法人・団体）は、富良野市より賦課された税の滞納がありません ☐ 私（私を代表者とする法人・団体）は、富良野市より税の賦課がされていません		
○担当者連絡先及び税情報等確認への同意欄（本申請又は各種調査に係る窓口）			
※bonchi powder P R 事業者登録に係る連絡先となりますので責任ある回答の出来る方をご記入ください。			
（フリガナ）		（フリガナ）	
所属部署名		役職・氏名	印
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			
※お持ちでない場合を除き、電話番号・FAX 番号・e-mail アドレスは必ずご記入ください。			

様式第1号の2（第5条に定める関係書類の1）

様式第1号の2（第5条に定める関係書類の1）

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

私（私を代表者とする法人・団体）は、bonchi powder PR事業者登録申請及び富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

また、私（私を代表者とする法人・団体の役員）が暴力団と関係があるか否かについて調査するため、本誓約書兼同意書及び役員一覧表を、貴職が北海道警察に提供することに同意します。

記

- 1 私（私を代表とする法人・団体）は、暴力団または暴力団員と一切関係はありません。
- 2 前項に反したことにより、貴職が富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用承認の取消し等を決定した場合は、その決定に従います。

令和 年 月 日

富良野市長 様

住 所

法人・団体の名称

（フリガナ）

法人・団体の代表者又は個人事業者の氏名 _____

様式第 1 号の 3（第 5 条に定める関係書類の 2）

様式第 1 号の 3（第 5 条に定める関係書類の 2）

役員一覧表

役員の氏名及び役名等

氏名 (かな)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	役職名	常勤・非常勤 の別	住所
		年号	年	月	日				

※記載された個人情報につきましては、「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記
ロゴ商標の使用に係る目的以外には使用しません。

様式第1号の4（第5条に定める関係書類の3）

bonchi powder P R事業者登録申請に係るチェックリスト

【申請に必要な書類】

※申請に必要な書類を表示していますので、添付した書類の□にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せてご提出ください。

※登録期間の延長の場合も下記書類をご提出ください。

申請者 書類名	法人	登記を行っていない 団体	個人	行政団体
bonchi powder P R事業者 登録申請書（様式第1号）	☐ 2部	☐ 2部	☐ 2部	☐ 2部
暴力団の排除に係る誓約書 兼同意書（第5条に定める関 係書類の1）	☐ 1部	☐ 1部	☐ 1部	不要
役員一覧表（第5条に定める 関係書類の2）	☐ 1部	☐ 1部	不要	不要
履歴事項全部証明書（発行日 から3か月以内のもの）	☐ 1部	不要	不要	不要
運転免許証等の、申請者の生 年月日が確認できる身分証 明書の写し	不要	（代表者のもの） ☐ 1部	☐ 1部	不要
会社概要や業務内容がわか るパンフレット等の資料	☐ 1部	☐ 1部	☐ 1部	不要
返信用封筒（長3サイズ、110 円切手貼付、返信先記入）	☐ 1部	☐ 1部	☐ 1部	☐ 1部

※事務局使用欄		記入者	
申請書受理日	令和 年 月 日	持参	郵送 ☐ 入力済
添付書類	不足有 不足無		
原課送付	(送付日) 令和 年 月 日	(受理日) 令和 年 月 日	
登録	適 不適 起案済	通知日	令和 年 月 日 ☐ 入力済

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

様

富良野市長 印

bonchi powder P R 事業者登録通知書

あなたから申請のありました、bonchi powder P R 事業者登録につきまして、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

○PR 事業者番号

事						—	
---	--	--	--	--	--	---	--

※この番号は使用承認番号ではありません。今後の富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用申請手続きや、事業者登録変更手続きの際に必要な番号です。
前記の登録商標及び別記ロゴ商標を使用するには、使用承認後に通知される使用承認書が必要です。

○bonchi powder P R 事業者登録番号有効期間

令和 年 月 日から 3 年間

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

富良野市長 印

bonchi powder PR事業者登録否認通知書

あなたから申請のありました、bonchi powder PR事業者登録につきまして、下記の理由により登録しないことに決定したので通知します。

記

該当欄	承認しない理由
	【第7条1号該当】 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員と認められるため
	【第7条2号該当】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者からの申請のため
	【第7条3号該当】 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者と認められるため
	【第7条4号該当】 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者と認められるため
	【第7条5号該当】 市の指名停止措置を受けている者と認められるため
	【第7条6号該当】 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者からの申請のため
	【第7条7号該当】 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者からの申請のため

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

富良野市長 様

bonchi powder P R 事業者登録変更申請書

私（私を代表者とする法人・団体）の bonchi powder P R 事業者登録情報につきまして、下記のとおり変更がありましたので、登録変更を申請します。

記

○PR 事業者番号

事						—	
---	--	--	--	--	--	---	--

○申請者（申請者が法人・団体の場合は代表者）

住 所	〒
(フリガナ)	
法人・団体名 (個人で屋号がある場合は 記入)	
(フリガナ)	
代表者 役職・氏名 (個人の場合：申請者氏名)	

○担当者連絡先

※bonchi powder P R 事業者登録に係る連絡先となりますので責任ある回答のできる方をご記入ください。

(フリガナ)		(フリガナ)	
所属部署名		役職・氏名	
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

○変更した部分

変更項目	変更前	変更後
☐ 住所		
☐ 代表者		
☐ 事業の概要		
☐ 担当者		
☐ 役員一覧		
☐ その他		

※記入スペースが足りない場合には別紙に記入のうえ提出してください。

様式第4号の2（第8条に定める関係書類の1）

様式第4号の2（第8条に定める関係書類の1）

bonchi powder PR事業者登録変更申請に係るチェックリスト

【申請に必要な書類】

※変更内容に応じた必要書類を表示しています。添付した書類の□にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せてご提出ください。

申請者 書類名	☐ 法人	☐ 団体	☐ 個人	☐ 行政団体
bonchi powder PR事業者登録変更申請書（様式第4号）	☐ 2部			
【代表者変更】 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書（様式第1号の2）	☐ 1部	☐ 1部		不要
【代表者変更・住所変更】 履歴事項全部証明書 または 変更が確認出来る書類など	☐ 1部	☐ （変更が確認出来る書類など） 1部	☐ 1部	☐ 1部
【役員変更】 役員一覧表（様式第1号の3）	☐ 1部	☐ 1部	不要	不要
【役員変更】 履歴事項全部証明書 または 変更が確認出来る書類など	☐ （履歴事項全部証明書） 1部	☐ （変更が確認出来る書類など） 1部	不要	不要
【上記以外の変更】 変更が確認出来る書類	☐ 1部			
返信用封筒（長3サイズ、110円切手貼付、返信先記入）	☐ 1部			

●「変更が確認出来る書類」には、変更の内容に応じ、履歴事項全部証明書、住民票等を添付してください。

※事務局使用欄		記入者	
申請書受理日	令和 年 月 日	持参 郵送	☐ 入力済
添付書類	不足有 不足無		
原課送付	（送付日）令和 年 月 日	（受理日）令和 年 月 日	
登録	適 不適 起案済	通知日	令和 年 月 日 ☐ 入力済
備考			

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

様

富良野市長

印

bonchi powder P R 事業者登録変更通知書

あなたから申請のありました、bonchi powder P R 事業者登録につきまして、下記のとおり登録情報を変更しましたので通知します。

記

○PR 事業者番号

事						—	
---	--	--	--	--	--	---	--

※この番号は使用承認番号ではありません。今後の富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用申請手続きや、事業者登録変更手続きの際に必要な番号です。

前記の登録商標及び別記ロゴ商標を使用するには、使用承認後に通知される使用承認書が必要です。

○変更した部分

変更項目	変更前	変更後
☐ 住所		
☐ 代表者		
☐ 事業の概要		
☐ 担当者		
☐ 役員一覧		
☐ その他		

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標
使用申請書

年 月 日

富良野市長

標記登録商標を使用したいので、富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、
「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用に関する要綱第 3 条の規定によ
り、下記のとおり申請します。

記

申 請 者	申請者 の名称		PR事業者番号							
			事						—	
1. 商品・役務名										
2. 商品・役務の種類										
3. 具体的な使用内容（製造数量・サイズ、販売価格、販売先・場所等）※別紙可										
4. 加工食品製造場所（食品販売の場合のみ記入）										
5. 使用期間										
年 月 日 ～ 年 月 日（3 年以内）										
6. その他特記事項										

<添付書類>

- （1） 使用する商品等の見本（写真等）を必ず添付してください。
- （2） 上記以外に申請に係る説明に必要な資料等がある場合は添付してください。

様式第 7 号（第 10 条関係）

様式第 7 号（第10条関係）

年 月 日

様

富良野市長 印

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標
使用承認書

年 月 日付けで申請のあった登録商標について、下記のとおり使用を承認しま
す。

なお、商標の使用に当たっては、富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、
「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用に関する要綱を遵守してくださ
い。

記

使用承認商標	
使用承認期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
条 件	

【特記事項】

- （１）商品等の完成品を、完成後30日以内に市長に提出すること。ただし、提出が困難な
ものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えること
ができる。
- （２）使用承認内容の変更をしようとする場合は、「「bonchi powder」、「bonpow」、
「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用承認内容変更申請書（様式第
4号）」を市長に提出し、改めて使用承認を受けること。
- （３）使用期間の完了後においても引き続き使用する場合は、使用期間の満了前に
「「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商
標使用申請書（様式第 1 号）」を市長に提出し、改めて使用承認を受けること。

様式第 8 号（第 11 条関係）

様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

様

富良野市長 印

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標
使用否認通知書

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用について、下記の理由により承認し
ません。

記

該当欄	承認しない理由
	【第11条 1 号該当】 市又は標題商標と、これに基づく事業の信用又は品位を害すると認められるため
	【第11条 2 号該当】 暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員と認められる者からの申請のため
	【第11条 3 号該当】 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるため
	【第11条 4 号該当】 政治活動、宗教活動又は個人の売名行為に使用すると認められるため
	【第11条 5 号該当】 消費者の利益を害すると認められるため
	【第11条 6 号該当】 ()

様式第 9 号（第 12 条関係）

様式第 9 号（第12条関係）

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用
承認内容変更申請書

年 月 日

富良野市長

年 月 日付で承認を受けた内容について、下記のとおり変更を行いたい
ので、承認を申請します。

記

申請者	申請者の名称		PR事業者番号						
			事						—
1. 変更する商品・役務名									
2. 変更する内容									
(変更前)									
(変更後)									
3. 変更する理由									
4. その他特記事項									

<添付書類>

- (1) 使用する商品等の見本（写真等）を必ず添付してください。
- (2) 上記以外に申請に係る説明に必要な資料等がある場合は添付してください。

様式第 10 号（第 12 条関係）

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

様

富良野市長 印

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用
内容変更承認書

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用変更について、下記のとおり変更を承認します。

なお、商標の使用に当たっては、富良野市登録商標「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標の使用に関する要綱を遵守してください。

記

使用承認商標	
使用承認期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
条 件	

【特記事項】

- （１）商品等の完成品を、完成後30日以内に市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。
- （２）使用承認内容の変更をしようとする場合は、「「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用承認内容変更申請書（様式第 9 号）」を市長に提出し、改めて使用承認を受けること。
- （３）使用期間の完了後においても引き続き使用する場合は、使用期間の満了前に「「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用申請書（様式第 6 号）」を市長に提出し、改めて使用承認を受けること。

様式第 11 号（第 12 条関係）

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

様

富良野市長 印

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用
内容変更否認通知書

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用変更について、下記の理由により
変更を承認しません。

記

変更を承認しない理由

様式第 12 号（第 15 条関係）

様式第12号（第15条関係）

「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用
取下げ申請書

年 月 日

富良野市長

年 月 日付けで提出した「bonchi powder」、「bonpow」、「#bonpow」、「ふわサラ度」及び別記ロゴ商標使用（承認内容変更）申請書について、下記のとおり取り下げます。

記

申請者	申請者の名称		PR事業者番号						
			事						—
1. 取下げする商品・役務名									
2. 取下げする理由									
3. その他特記事項									

